

令和3年10月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和3年	10月28日	開会
令和3年	10月28日	閉会

宮古地区広域行政組合

令和 3 年 1 0 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

令和 3 年 1 0 月 2 8 日（木曜日）

午後 1 時 0 0 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

2 説明事項

（１）令和 2 年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

（２）令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

（３）循環型社会形成推進地域計画

（４）令和元年東日本台風災害により発生した災害廃棄物の処理実績について

（５）出動体制の見直しについて

（６）消防指令業務の共同運用について

（７）宮古地区広域行政組合議会会議規則の改正について

3 その他

出席議員（１３名）

１番	三田地	久志君	２番	木村	誠君
３番	畠山	和英君	４番	阿部	吉衛君
５番	伊藤	清君	６番	高橋	秀正君
７番	千葉	泰彦君	８番	畠山	拓雄君
９番	落合	久三君	１０番	豊間根	信君
１１番	黒沢	一成君	１２番	中村	勝明君
１３番	藤原	光昭君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

事務局 長	松下 寛君
総務課 長	松橋 かおる君
施設課 長	田中 晋君
施設課 主幹	坂本 好治君
消防 長	小林 達広君
消防次長兼総務課長	中村 光宏君
消防次長兼消防課長	畠山 毅君
指令課 長	石田 康典君

議会事務局出席者

書	記	関口 憲史
書	記	八重樫 健太朗

◎開 会

○議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（藤原光昭君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

初めに、議会会議規則の改正についてであります。

これにつきましては、9月1日開催の議会運営委員会で協議し、発議案として提出することを決定しております。

また、本日開催をした議会運営委員会において、発議案の内容、提出者、賛成者及び本会議での提案者について決定をし、先ほど議長に発議案を提出いたしました。提出者は私で、賛成者は三田地副委員長、黒沢委員、畠山委員であります。

次に、議事日程であります。発議案の提出の決定を受け、次のように議事日程を決したところであります。

初めに、議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告で、監査委員からの令和2年度及び令和3年度の例月現金出納検査の結果について、その写しをもって報告とするものであります。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は1番、三田地久志議員、2番、木村誠議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は10月28日の1日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3の認定第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

なお、一般質問はございませんでした。

日程第4で、議案第1号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

日程第5で、発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

日程第6で、消防指令業務の共同運用に係る研修会開催に係る議員派遣についてを議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま議会運営委員長の報告がございました。これについて何

かございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎令和２年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、説明事項の令和２年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） 松橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

座って……。

○議長（藤原光昭君） 座ってよろしいです。

○総務課長（松橋かおる君） それでは、令和２年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の説明をいたします。

説明資料といたしまして、資料ナンバー１と資料ナンバー２をお手元に配付しております。説明は、資料ナンバー１を使って説明させていただきますので、資料ナンバー１の１ページをお開き願います。

この表は、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は31億1,741万円、歳出総額は30億3,034万6,000円、歳入歳出差引額は8,706万4,000円でございます。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の黒字となっております。

２ページ、３ページをお開き願います。

歳入の概要でございますが、１款分担金及び負担金は、構成市町村からの負担金で、収入済額は28億9,796万7,000円でございます。各市町村の負担金の内訳につきましては、事務・事業の説明欄に記載しているとおりでございます。

２款使用料及び手数料は、行政財産使用料のほか、ごみ処理、し尿処理手数料及び危険物取扱許可等の手数料で、収入済額は5,203万4,000円でございます。

なお、収入未済額が2,000円と記載されておりますが、これを円単位で申し上げますと、2,150円となっております。これは、令和２年に事業停止した事業所のごみ処理手数料の未納分でございます。今年５月に破産管財人からの配当額125円の決定通知がありました。６月１日に令和３年度予算へ滞納繰越処理を行い、その後に125円の入金がありましたので、収納しております。また、未納になります2,025円につきましては、不納欠損処理を行っております。

次に、３款国庫支出金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金で、収入済額は3,847万4,000円でございます。

４款県支出金は、岩手県防災航空隊派遣職員の人件費に係る県負担金で、収入済額は737万6,000円でございます。

５款財産収入は、貸付土地の賃借料及び更新に伴い不要となりました消防車両、自走式粗大ごみ破砕機等の売払収入で、収入済額は597万4,000円でございます。

６款繰越金の収入済額は、前年度繰越金7,348万1,000円でございます。

７款諸収入は、資源物売払代金等の雑入が主なもので、収入済額は4,210万4,000円で

ございます。

下段の歳入合計欄に記載してありますように、歳入は、予算現額31億535万7,000円に對しまして、調定額31億1,741万2,000円、収入済額31億1,741万円、収入未済額2,000円となっております。

4 ページ、5 ページをお開き願います。

歳出の概要でございますが、1 款議会費は、支出済額が98万6,000円で、議員報酬及び費用弁償を含む議会運営費でございます。

2 款総務費は、支出済額が7,936万円で、これは、主に職員人件費を含む一般管理費及び監査委員報酬を含む監査委員費でございます。

3 款衛生費は、支出済額が9億8,304万7,000円でございます。これは、主なものは清掃総務費のごみ収集運搬委託料のほか、ごみ焼却施設、埋立処分地施設、し尿処理施設などの管理運営経費を含む各施設費でございます。

なお、この後説明がございしますが、令和元年東日本台風による災害廃棄物の処理は令和2年度で完了しております。

4 款消防費は、支出済額が19億4,046万3,000円でございます。これは、主なものは、職員人件費を含む常備消防費のほか、消防緊急通信指令装置（情報系）改修工事、新里分署解体工事費及び消防車両等の購入費を含む消防施設費でございます。

5 款災害復旧費の支出はございません。

6 款公債費は、支出済額が2,649万円でございます。これは、ごみ焼却施設及びリサイクル施設に係る長期債元金償還金及び長期債償還利子でございます。

7 款予備費の支出はございません。

下段の歳出合計欄に記載してありますように、歳出は、予算現額31億535万7,000円に對しまして、支出済額は30億3,034万6,000円、不用額は7,501万1,000円で、予算執行率は97.6%でございます。

以上が令和2年度一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何かご質問ございませんか。

落合議員。

○9 番（落合久三君） 2 ページ、3 ページ、歳入の5 款財産収入、先ほど車両売却収入、自走式破碎機の処分をした、売ったとあったのですが、この金額561万4,000円がそれなのか、あと売却先はどこかというのをお知らせください。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 物品売却収入561万4,400円のうち、自走式破碎機の売却代金は374万円でございます。

売却先は、イブキ産業宮古営業所でございます。

残りは、衛生のドーザーショベルの売却代金と、あと消防車両の売却代金になります。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○9 番（落合久三君） はい。

○議長（藤原光昭君） そのほか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、次に入ります。

◎令和３年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第１号）

○議長（藤原光昭君） 次に、令和３年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第１号）について、事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） それでは、令和３年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

資料ナンバー３の１ページ、２ページをお開き願います。

この表は、補正予算（第１号）の総括表で、歳出の款別に補正額及び財源内訳を掲載しているものでございます。

補正の概要を説明いたしますので、３ページ、４ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳出は事業費の確定に伴い減額するもので、歳入は繰越金等の確定に伴う増額と、それに伴う市町村負担金の減額となっております。

下段の一番下の歳出の合計欄に記載してありますように、補正予算の総額は230万1,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算の総額を30億6,134万2,000円とするものでございます。

先に歳出をご説明いたしますので、下段にあります歳出の概要をご覧ください。

３款衛生費、２項清掃費、２目ごみ焼却施設費の補正額は57万9,000円の減額で、機器の保守点検業務委託料及び公課費の事業費の確定によるものでございます。

４款消防費、１項消防費、２目消防施設費の補正額は172万2,000円の減額で、高規格救急自動車等の購入事業費の確定によるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、上段にあります歳入の概要をご覧ください。

１款分担金及び負担金、１項負担金、１目組合負担金の補正額は9,701万9,000円の減額で、前年度繰越金等の計上や歳出の減額に伴い市町村負担金を減額するものでございます。

３款国庫支出金、１項国庫補助金、２目消防費国庫補助金の補正額は71万3,000円の増額で、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定に伴うものでございます。

５款財産収入、２項財産売払収入、１目物品売払収入の補正額は294万2,000円の増額で、消防車両や最終処分場のダンプトラックの更新等に伴い不要となりました車両の売払収入を計上するものでございます。

６款繰越金、１項繰越金、１目繰越金の補正額は8,706万3,000円の増額で、前年度繰越金を計上するものでございます。

７款諸収入、２項雑入、１目雑入の補正は400万円の増額で、資源物売払代金、鉄くずの収入見込みを計上するものでございます。

次に、市町村負担金の補正額内訳についてご説明いたしますので、５ページ、６ページをお開き願います。

市町村負担金総括表の右側の合計欄をご覧ください。

宮古市の負担金は6,042万9,000円を減額し、17億6,098万5,000円、山田町の負担金は1,929万9,000円を減額し、5億897万9,000円、岩泉町の負担金は1,237万2,000円を減額し、4億2,658万8,000円、田野畑村の負担金は491万9,000円を減額し、1億7,604万2,000円となります。

以上が補正予算（第1号）の概要でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何かございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、次に進めさせていただきます。

◎循環型社会形成推進地域計画

○議長（藤原光昭君） 次に、循環型社会形成推進地域計画について、事務局の説明を求めます。

田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 循環型社会形成推進地域計画の概要について、座ってご説明させていただきます。

資料は、資料ナンバー4及び資料ナンバー4の1になります。説明は概要版で行いますので、資料ナンバー4の1の1ページをお開き願います。

初めに、計画の位置付けと目的でございます。

国の循環型社会形成推進交付金制度は、市町村等の自主性と創意工夫を活かしながら、廃棄物の3Rに関する明確な目標設定の下、広域的かつ総合的に廃棄物処理施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としております。

当該交付金制度は、市町村等が策定する循環型社会形成推進地域計画に対する総合的支援制度となっており、交付金は、地域計画に位置付けられた各事業に対して交付されるものでございます。

宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村及び本組合では、3Rにリフューズを加えた4Rの推進と一般廃棄物最終処分場の新設整備などを基本方針とした一般廃棄物処理計画を策定したところでございます。

当該計画に基づく一般廃棄物最終処分場整備及び関連委託事業を交付金事業とするため、令和4年度から令和10年度までの7年間を計画期間とした地域計画を策定するものでございます。

続きまして、循環型社会形成推進のための現状と目標でございます。

目標年度は令和11年度とし、各目標値は基本計画に基づき設定しております。

主な内容は、下の表の指標の欄の排出量の中の総排出量を19.8%減量し、再生利用量の中の総資源化量の割合、いわゆるリサイクル率を3.2ポイント改善するものでございます。

次に、一番下の表になりますが、施策の内容のうち、発生抑制、再使用の推進等でございます。内容につきましては、一般廃棄物処理基本計画で推進する施策と同様の内容で、下表のとおりとなります。

裏面の2ページをお開き願います。

今度は、施策の内容のうち、処理施設等の整備でございます。

令和10年度内の供用開始に向けた一般廃棄物最終処分場整備事業及び計画支援事業として、関連委託事業を掲載しております。

3つ目の表、年度別事業費内訳の表をご覧ください。

表の太枠合計欄になりますが、総事業費約25億1,000万円、このうち交付対象事業費約21億3,000万円を計画しております。

なお、参考として、年度別の市町村別負担金を掲載しております。

最後になります。計画のフォローアップと事後評価でございます。

地域計画で設定した目標につきましては、その達成に向けて、構成市町村と組合との役割分担の下、減量化策や適正処理策などが実施されるもので、計画期間満了時には、達成状況に関する事後評価の報告義務のほか、目標達成できない場合には改善計画の提出が必要となるものでございます。

以上が地域計画の概要でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから何かご質問ございませんか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 座ってもいいですか。

○議長（藤原光昭君） よろしいです、座ったままで。

○9番（落合久三君） 今、概要版で説明があったのですが、概要ではないほうの、添付5。今、課長は概要版を説明したのですが、詳細な報告があって、終わって、添付資料というのがあります。詳細な計画の説明が終わって、次のページに添付資料の添付5ページ、大きい見出しが「施設概要（最終処分場系）」と書いてある。令和7年から10年度にかけて新しい最終処分場を造るという方向で動いているわけですが、ここに載っている（6）跡地利用というのは、今使っている最終処分場が新しい処分場に移行した後、跡地をどうするのかというのがここに書いてあります。再生可能エネルギーによる発電、太陽光を基本として検討する。

この基本的な考え方は全然問題ないし、賛成なのですが、ここで聞いておきたいのは、この跡地に太陽光発電を基本として整備とするというのは、これは参与会で既にそういう構想を持っている、または構成する関係市町村ではどういう計画の煮詰めになっているのか、それとも、まだそういう段階ではなく、あくまでも構想としての発表なのかを確認の意味で聞いておきます。

○議長（藤原光昭君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 今のご質問の跡地利用計画につきましては、現在まだ構想段階ということで、具体的にどういう手続を取ってやるかというのについては、まだこれから検討していくということで進んでいるところであります。あくまでも検討段階ということであります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） なぜそれを聞いたかといいますと、冊子が出ていますよね、議員

には配付になっているのですが。その中には、この太陽光発電の施設の平米数だとか、そういう結構かなり踏み込んだ計画がもうできていると思われる記述があったので聞いたのですが、それはあくまでも事務局の構想であって、そういう詳細なことまでは全然議論はされていないものだ。これを見た宮古の議員からもいろいろな疑問というかが、私にも寄せられてきた経過があるので、現状をちゃんとどういう段階のものなのかを確認しておきたくて聞いているわけです。

あと何かあればですが、先ほど述べたとおりというのであれば、それで終わります。

○議長（藤原光昭君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 太陽光発電は、設置するまでの間にいわゆるクリアすべき課題というのがあります。現在、それを整理しているところでありまして、その課題がクリアできて、ある程度のめどが立つ時期に来ましたら、また改めてご説明したいと思いますが、まだ現在はその検討段階ということでございますので、先ほど落合議員が指摘した後段のとおりであります。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○9番（落合久三君） はい。

○議長（藤原光昭君） そのほかございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎令和元年東日本台風災害により発生した災害廃棄物の処理実績について

○議長（藤原光昭君） 令和元年東日本台風災害により発生した災害廃棄物の処理実績について、事務局の説明を求めます。

田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 座って説明させていただきます。

資料ナンバーは5になります。

資料の1ページをお開き願います。

初めに、経過でございます。

令和元年東日本台風は、猛烈な雨を伴い、令和元年10月13日未明にかけ三陸沖を通過し、構成市町村では河川の氾濫や土砂崩れなどの甚大な被害をもたらしました。組合では、構成市町村と連携し、大量に発生した災害廃棄物の適正処理に努め、令和元年10月から令和3年2月までに全ての処理を終了しております。

次に、処理概要でございます。

構成市町村及び組合では、それぞれ仮置場を設置し、市町村では分別や排出作業などを、組合では受入れ、破碎、焼却及び埋立処分を行っております。

1ページ下段に処理フローを掲載しております。

紙くずやプラスチックなどの可燃ごみは直接清掃センターで受け入れ、畳や木くずなどの粗大ごみは仮置場で破碎などの前処理を行い、清掃センターで焼却処理しております。陶器やガラスくずなどの不燃物は直接埋立処分を行っております。タイヤや消火器などの処理困難物は市町村の仮置場から直接専門業者に搬出を行っております。

2ページをお開き願います。

災害廃棄物の処理実績でございます。

上段の表をご覧ください。

災害可燃ごみの処理実績でございます。令和元年度に1,658 t、令和2年度に1,038 t、合計で2,696 tの焼却処理を行っております。

下段の表をご覧ください。

焼却残渣も含んだ災害不燃ごみの処理実績でございます。令和元年度に393 t、令和2年度に67 t、合計で460 tの埋立処分を行っております。

3ページをお開き願います。

災害ごみ処理事業費でございます。

表の下段をご覧ください。

災害ごみ処理に要した費用は、令和元年度が1,062万3,000円、令和2年度が274万3,000円、合計で1,336万6,000円となりました。

4ページ以降に状況写真を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が災害廃棄物の処理実績でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについては何かご質問ございませんか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 最後の3ページ、災害ごみ、これは令和元年の台風19号だと思うのですが、これの処理事業費が合計で1,336万何がし、この1,336万円を各市町村でこういうふうに負担をして災害ごみを処理したということなのですが、素朴な疑問なのですが、台風19号のときもたしか、記憶ははっきりしませんが、この1,336万円に対して、決算書を見ますと国庫からの支出はないのですが、これは全部構成市町村、宮古管内のこの当組合が、国からは補助はなしで、全部自前のお金でやったと受け止めるのですが、そうですか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 各市町村から、経費については負担金で頂いているのですが、その負担金に係る分をそれぞれの市町村が補助申請するような形で、補助は対応しております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうか。各構成市町村が、それぞれこの試算に基づいて、実績に基づいて補助申請をしている。したがって、各市町村の令和2年度の決算でそれは見てくださいということね。分かりました。

○議長（藤原光昭君） そのほか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎出勤体制の見直しについて

○議長（藤原光昭君） 次に、出勤体制の見直しについて、事務局の説明を求めます。

石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） 消防本部の石田です。よろしくお願いします。

着座にて説明させていただきます。

資料ナンバー 6、出動体制の見直しについて報告させていただきます。

資料の 1 ページをお開き願います。

1、背景になります。

現在、宮古広域管内の災害対応につきましては、現場までの到達時間や災害の状況により、災害地点を管轄する署所の出動のほか、隣接する署所からの出動や応援体制を取っております。

今回、三陸沿岸道路及び宮古盛岡横断道路が全線開通したことで、自動車専用道路上での災害対応や、新たに災害地点を管轄する署所よりも隣接する署所からの出動が早く現場に到着できる地域があることから、出動体制について見直しを行いました。

2、検討結果になります。

(1) 自動車専用道路上における出動体制です。

自動車専用道路上の交通事故等の場合、インターチェンジの構造、それからトンネルや中央分離帯により活動が制限されます。また、後続の車両による二次災害を防止するため、隣接する署所から応援出動するなど、これまで以上に安全管理を徹底する必要があることから、自動車専用道路上の特性に応じた出動体制といたしました。

例といたしまして、三陸沿岸道路上における出動体制の概要を示しておりますが、管轄する署所の単独での災害対応のみではなく、災害の状況により隣接する署所からも出動する体制といたしました。

(2) 管轄区域外の地域における出動体制です。

自動車専用道路の開通により、災害地点を管轄する署所よりも隣接する署所からの出動が早く現場に到着できる地域があることから、管轄する署所からの出動のほか、隣接する署所からも応援出動や補完体制を取るなど、被害の軽減を最優先とする出動体制といたしました。

例示 1、岩泉龍泉洞インターチェンジ、小本地区までになりますが、管轄する岩泉消防署から出動すれば約 23 分かかりますが、田老分署からの出動であれば約 12 分、田野畑分署からの出動であれば約 13 分となります。

例示の 2 になります。

宮古市重茂川代地区になりますが、管轄する宮古消防署から約 40 分、山田消防署から約 22 分になります。

資料の 2 ページをお開き願います。

各消防署所の出動区域の見直しをしたものになります。

岩泉町小本地区への田老分署の出動範囲が広がったことと、田野畑分署管内、田代、甲地、千丈の周辺、グリーンロード沿いになりますが、この地域への岩泉消防署の出動が今回の主な変更部分になっております。今まで救急の場合のみ出動していた地域につきましても、今後は火災、救助の場合にも出動する体制といたしました。見直しをした部分につきましては、下線の部分となります。

また、宮古消防本部管内で大規模災害や対応が困難な災害が発生した場合は、消防相互応援協定により、県内の消防本部へ応援を要請し、災害の対応をいたします。

最後になりますが、今後におきましても、様々な災害や救急事案に対し、被害の軽減を最優先とし、管轄にとらわれない出動体制を取り、災害に対し万全の対応とするよう取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） 説明がございましたが、これについて何かございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎消防指令業務の共同運用について

○議長（藤原光昭君） 次に、消防指令業務の共同運用について、事務局の説明を求めます。

石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） 座って説明させていただきます。

資料ナンバー 7、消防指令業務の共同運用について報告させていただきます。

資料の 1 ページをお開き願います。

1、共同運用の枠組みになります。

今まで県内全ての消防本部による共同運用について協議を進めてまいりましたが、9月6日に開催されました検討委員会におきまして、県内12消防本部のうち10消防本部による枠組みでの共同運用が決定したことについて報告されました。今回参加しないとした消防本部は、一関市消防本部と大船渡地区消防本部になります。

参加しないとした理由につきましては、令和8年の共同運用での更新と時期が合わず、単独で整備するとしており、一関市消防本部が令和7年度までに消防指令システムの更新、令和13年度に消防救急デジタル無線の更新をするとしております。大船渡地区消防本部につきましては、令和7年度までに消防指令システムの更新を計画しておりますが、消防救急デジタル無線の更新につきましては示されておられません。

この2つの消防本部につきましては、今回の共同運用に反対しているものではなく、更新の時期が合わないとしているもので、次回の更新を見据えて、今後の会議等にも参加したいとしております。

2、概算の整備費になります。

今回、共同運用の枠組みが決まったことで、概算整備費が示されました。消防指令システム、消防救急デジタル無線の整備費になりますが、10消防本部で119億4,400万円、緊急防災・減災事業債の起債適用後の負担額は36億4,700万円となります。このうち、宮古消防本部の整備費は14億2,500万円、緊急防災・減災事業債の起債適用後の負担額は4億3,200万円となります。

12消防本部のうち2つの消防本部が不参加としたことで、消防指令システム、消防緊急デジタル無線の全体での整備費は少なくなっておりますが、宮古消防本部における整備費の負担額は約1,800万円の増額、起債適用後の負担額は約600万円の増額となっております。盛岡地区、それから奥州金ヶ崎地区に続いて管轄人口の多い12万人を超える一関地区、管轄人口4万人の大船渡地区が不参加としたことにより、現在、人口割として

試算をしております費用負担が増える状況となっております。

なお、宮古消防本部の整備費における構成市町村の負担額については、令和3年度消防費の負担割合により試算したものになっております。

3、単独運用と共同運用の概算整備費の比較になります。

引き続き共同運用に参加せず単独で整備運用する場合は17億700万円、起債適用後は13億2,300万円、共同運用の場合は14億2,500万円、起債適用後は4億3,200万円となり、比較した場合、起債適用後の自治体負担額で、今、概算ではありますが、整備費で8億9,000万円の経費節減が見込まれております。

資料の2ページをお開き願います。

4、主なスケジュールになります。

宮古広域では、来月開催の臨時議会におきまして、協議会設置について議決を得る予定でおります。年度内に、参加する消防本部がそれぞれの議会で議決を得ます。そして、令和4年4月1日、岩手消防通信指令事務協議会が設置される予定となっております。令和4年度、令和5年度が設計業務、令和6年度、令和7年度に整備工事となり、令和8年4月1日、岩手消防指令センターの共同運用開始というスケジュールになっております。

5、岩手県消防指令センター概算整備費になります。

この資料につきましては、岩手県消防指令センター共同運用化推進委員会の検討部会から出された資料になっております。これを基に、先ほどの概算整備費を試算しております。この概算整備費につきましては、今後協議会が設置され、各協議が開始されます。その中で、細部についての協議や設計業務等によって変わってまいります。

今後におきましても、整備費を含め協議会での検討内容につきましては、その都度、機会を捉えて報告させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについてよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） では、ないようですので、次に……

○10番（豊間根 信君） すみません、よろしいですか。

○議長（藤原光昭君） 豊間根議員。

○10番（豊間根 信君） 共同運用ということで、前回のときにもお話は聞かせていただいておりましたが、今の状況の枠組みでいくと負担が、通常整備よりも持ち出しが少なくなるということで、前向きにこのような形で出られると思うのですが、今後、前にもお聞きしたのですが、このシステムは、いわゆる全部の規格がどこでも合うというか、そういうふうな規格という部分とはまた違う独自のシステムになるわけですね。国がどのような流れになるかはまだはっきりしないということでありましたが、例えば、年度途中でそのような形で共通規格が国から出てくることも考えられるわけですか。

○議長（藤原光昭君） 石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） 質問にお答えいたします。

今の質問は、前回の議会で説明させていただきました共通インターフェースの関係だ
と思うのですが、今、まだそのインターフェースが開発されていないと、遅れて
いる状況で進んでおります。

今後、令和8年の共同運用に向けて協議会が立ち上がって進んでいきますけれども、
その途中で国からインターフェースの関係で開発されたという情報が入れば、その時点
で協議しなければならない、協議していくものと考えております。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

豊間根議員。

○10番（豊間根 信君） そうしますと、途中でそのような形で国から指針が示されれ
ば、フレキシブルに対応を検討もしていくということによろしいのですね。

○議長（藤原光昭君） 石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） そのとおりでございます。

○10番（豊間根 信君） 分かりました。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○10番（豊間根 信君） はい。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 今のやり取りの中で、インターフェース、これはまだ完成してい
ない、いつ頃完成の予定なのでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） 当初は、国は令和7年度までに開発できる見込みというこ
とで進んできたわけなのですが、今現在はめどが立っていないという、遅れている
という前回の説明でございました。国からの説明がありました。

以上です。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） それぞれの自治体で、広域ではなく、いろんな事業を組み立てる
場合に、金額もちょっと桁違いなので聞くのですが、この肝心の指令センターと無線を
つなぐものが、現時点ではまだいつまでに完成するか分からない。これまでは令和7年
までに完成する見込みだが、現時点ではそういうめどは立っていない。逆に言いますと、
100万円かかるのが130万になる場合もあるし、100万かかる予定が90万で済む場合もあ
るかもしれない。そういう不確定な状態のままで本当にこの事業費を確定して進めてい
いのかというのは、私は、自治体の会計予算を組むときのやり方とかなり違和感を感じ
るんです。そこなんですね、私の懸念は。

だから、全体としてこういうシステムを開発して、より効率的な広域的な、また大規
模な災害が起きたときにも対応できるようにするという、その大義名分に異論は全くな
いのですが、それを事業化する、それに伴う予算措置を取るときに、肝心の、ここがは
っきりしなかったために当初の予定を繰り延べたわけでしょう。あとは、もう一つは、
12の消防本部で構成するのか、10消防本部で行くのかというのも、まだあの時点では未
確定だったのが、今日の提案では当面は10消防本部で行くと、これは確定のようなので、
このことはいいのですが、その部分で参与会等では、懸念とか意見とかというのは、

本当にないですか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 当初は、システムと無線をつなぎ込むインターフェースの部分がまだ国で開発されていないという話だったので、今回、その計画もシステムと無線、両方を一つに契約と、整備するということになりますので、インターフェースという部分が除かれた形で、一体化した整備になりますので、今、現状の分でも、インターフェースが開発されてなくても支障がないと考えております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうしますと、仮にインターフェースが例えば3年後完成したと、そのときの整備費がこのぐらいかかるというのが、仮に増えようが減ろうが、今この示されている予算の総枠には変更はないということですか。それは普通はあり得ないような気がするのですが。そういうふうにもちょっと、今、消防長の説明を受けたのですが、そうですか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 実際に来年度早々から設計に入ってまいりますので、インターフェースの部分が、不確かだと、ちょっとそっちのほうは進められないということで、システムと無線の一体という整備で進んでおります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 今、消防長が言った最後の部分を、最後に聞こうと思ったのですが、改めて冒頭に戻りますが、ある事業を組もうとする場合、自治体の広域も含めて、予算を計上する場合に、普通は、従来のパターンでいえば、基本構想、基本方針、基本計画。基本計画が出て、それに基づいて実施設計、設計をつくって、その設計を基に、本当にこれでいいのか、また、予算の範囲内で収まるのかという、金額を入れたやつを設計というのですが、そういう実施設計が出てからいわゆる本予算を組むという流れですよね。今、この説明で、設計業務は来年から令和5年度までだ、つまり来年から2か年で設計業務が入ってくる。こういうケースもあるのかなとは思っているのですが、なぜ現時点でこういう試算を発表しないと駄目なのかというのは、私は依然として疑問がちょっとあるのですが、設計業務が終わってからこういう金入りの予算を議論しては駄目なのか、何か不都合があるのかという点はどうですか。それを聞いて終わりますが。

今ここでこういう結構詳細な予算額、予算ではない、議決案件ではないのですけれども、あくまでも見通しを持ってもらうためにこういう金額入りの提示をされているのかどうかというのが、あくまでも言いますが、我々が議会に身を置いていろんな事業費を議論してきているのと比べると、ちょっとそこがやっぱり違和感というか、本当にそれでいいのかなという思いがあるので、くどいようですが、どうですか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 今回の場合には、消防本部独自の事業ではなくて、10の消防本部それぞれの組織が集まった中で進めていく事業になります。当組合としても、来月には臨時議会でもって協議会設置に関する議決をいただく考えでおります。それぞれの消防本部で、今、それぞれの議会内で説明をしているわけなのですけれども、説明する上

でもやはりその金額、事業費などのたたき台が、なければ検討が進まないということで、これは推進準備室で金額を提示している部分ですので、そのあたりはご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうすると、分かりました。あくまでもこれは目安であるということね。

（小林消防長「はい」と呼ぶ）

○3番（畠山和英君） よろしいでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 畠山議員。

○3番（畠山和英君） ちょっと確認、この場では確認をさせていただきます。

まず、来年度からもう設計に入ると。令和4、5年度で。そうしますと、もうこの1ページにありますこの財源の緊急防災・減災事業債の起債が、7割の交付で算入するためにこのぐらいの額だということで、これが交付されたということではあるのですが、まず1点目は、この単独事業でやった場合は、どういう起債でこの計算なのか。そして、今回は今の起債と。

そして、2点目は、この設計、来年度から事業を進めるに当たって、同じ割合で地方債も該当するのでしょうか。

まず、この2点についてお願いします。

○議長（藤原光昭君） 石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） ただいまの質問にお答えいたします。

単独運用と共同運用につきましては、適用できる起債の部分が違ってまいります。共同運用の場合には、緊急防災・減災事業債が適用になり、この緊急防災・減災事業債については、起債の充当率が100%、交付税措置率が70%となっております。これはあくまでも共同運用する場合。このまま単独運用で進むといった場合の防災対策事業債につきましては、起債の充当率が75%、交付税措置率が22.5%となっております。やはり、緊急防災・減災事業債のほうが有利な起債というところで、共同運用するというところが条件になってくるのですけれども、そういったところで、起債適用後の自治体の負担額といった部分で、これぐらいの開きが出ていると。

それから、令和4年、5年度というところで設計業務が始まりますけれども、設計業務につきましても、緊急防災・減災事業債の適用というところでは確認をしております。

○議長（藤原光昭君） 畠山議員。

○3番（畠山和英君） また確認ですが、そうしますと、この充当も来年なわけですが、これはもう一斉に全国というか、来年度からいろいろ始まると思いますけれども、これはもう国では、国というか、この地方債のほうは大丈夫、充当になりますよね。その点も含めて。

○議長（藤原光昭君） 石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） 前回、県の会議のほうでもこの話になりまして、これについては適用と、充当というところでは確認はして、県の推進室のほうでも県の市町村課のほうと調整しながら進んでいるというところで、話は伺っています。

- 議長（藤原光昭君） 畠山議員。
- 3番（畠山和英君） そうしますと……。すみません。では、いいです。すみませんでした。
- 議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
- 議長（藤原光昭君） ないので、次に進めさせていただきます。
-

◎宮古地区広域行政組合議会会議規則の改正について

- 議長（藤原光昭君） 次に、宮古地区広域行政組合議会会議規則の改正について、議会運営委員会の説明を求めます。
- 落合議会運営委員長。
- 議会運営委員長（落合久三君） 宮古地区広域行政組合議会会議規則の改正について説明をいたします。

議会会議規則の改正につきましては、標準会議規則の改定に伴い、会議及び委員会の欠席届出及び請願に関する条文を改正するほか、議案の提出に関する条文の追加及び文言の整理をしようとするものであります。

これまで第2条、第38条の会議及び委員会の欠席理由について、「事故のため」と記されていたものを具体例を挙げて明らかにするとともに、出産に伴う欠席届の提出可能な期間を出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内と明記するものであります。

次に、第8条の議案の提出について、地方自治法第109条第6項において委員会が議案を提出できると定められており、それに合わせて条文を追加するものであります。

次に、第45条の請願について、これまで請願者に対し提出時に求めている請願書への「署名押印」を「署名又は記名押印」に改正しようとするものであります。

また、本規則の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上が会議規則の改正の内容でございます。議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

- 議長（藤原光昭君） ただいま落合議会運営委員長より説明がございました。これについてご質問ございますか。よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤原光昭君） ないので、ただいま協議いただきました議会会議規則の改正については本会議に議員発議案として提案したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本会議にて議員発議案として提案をいたします。

また、本会議では質疑、討論を省略し、採決することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本会議では質疑、討論を省略し、採決することといたします。

◎その他

○議長（藤原光昭君） 次に、その他でございますが、議員あるいは事務局から何かございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、その他ですが、何かありますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2 時 0 8 分閉会
